江戸時代③~鎖国体制の確立とその後の外交 教科書P. 175~183

本日の目的:鎖国体制の確立までの流れとその後の外交政策の特徴を理解する

- ○鎖国の理由※「鎖国」という言葉は1801年に志筑忠雄が著わした『鎖国論』で初めて登場
 - ・キリスト教の禁圧 ①スペイン・ポルトガルの侵略を警戒 ②既存宗教との対立
 - ③信者の団結力④封建道徳との矛盾(自殺禁止、神の下の平等)
 - ・貿易の統制
- ①自給自足経済・封建社会の動揺②西国大名・商人の強大化
- ○鎖国への道程とキリスト教禁止(★は幕府のキリスト教禁教政策)

将軍	年代主な出来事		英西葡蘭
	1609. ₁		
	1610. ₂ と国交回復		
秀	★1612. 天領と直属家臣に 3		
	→翌年、 <u>全国へ(金地院崇伝</u> が起草)より徹底的な弾圧へ	朱	
	1613. 4と通商開始		
忠	★1614. 改宗拒否者300名をマニラ・マカオへ追放	船	
	1616. 外国船の来航を、5・に限定	交	
	★1622. <u>元和の大殉教</u> …長崎で宣教師・信者ら55名が処刑	易	
	1623. <u>イギリス、平戸の商館を閉鎖</u>		1
	1624. <u>スペイン船の来航を禁止</u>		
	★1629. ₆ の開始…長崎から	7 5	
家	鎖国令: I~Ⅲは日本人を規制、IV・Vは主にポルトガル I 寛永十年令[1633]… ₇ (朱印状+ <u>老中奉書</u>)以外 II 寛永十一年令[1634]…海外との往来・通商の制限 III 寛永十二年令[1635]…日本人の海外渡航・帰国の全面禁 IV寛永十三年令[1636]… ₈ 人を長崎の ₉	[1633]… ₇ (朱印状+ <u>老中奉書</u>)以外渡航禁止 令[1634]…海外との往来・通商の制限 令[1635]… <u>日本人の海外渡航・帰国の全面禁止</u>	
光	★1637~38. 10(<u>島原・天草一揆</u>) ➡島原領主(松倉重政)/天草領主(寺沢堅高):悪政とキリシ ➡旧領主はキリシタン大名(有馬・小西)→旧家臣の指導の		
	・11中心に決起、約4万人が 原城跡に籠 V寛永十六年令[1639]… <u>ポルトガル船の来航禁止</u> 1641. <u>オランダ商館を長崎の出島へ</u> … 鎖国の完成	域→全滅	

○鎖国後の日本
●外国との通交関係:貿易は四口に限定(₁₂ ・・・)
【長崎口】
・オランダ:オランダ商館(東インド会社の支店)を長崎の出島に置く
➡オランダ商館長(カピタン)が1年交代で赴任、毎年江戸へ参府
➡『 ₁₃ 』(海外情報)を入港毎(毎年)に提出
・中 国:明→ ₁₄ (1644~), 長崎に ₁₅ 設置(1688)
➡『唐船風説書』(海外情報,主に東アジア)を入港毎(毎年)に提出
【対馬口】
・朝 鮮:国交の回復(1607),対馬の宗氏が交易を許可される
➡ ₁₆ の来日が慣例化(将軍の代替り毎に来日,12 回)
【松前口】
・蝦 夷 地:蠣崎氏を秀吉が島主とする(1590) ➡徳川に服属(1599)、松前氏と改め
➡ ₁₇ 藩:最北の藩, 石高なし(待遇は1万石), アイヌとの貿易独占
 ➡ ₁₈ 制(場所請負制):商場での交易収入が家臣に与えられた。
松前藩による不正な搾取➡19 (1669)➡松前・津軽藩により鎮
【薩摩口】
・琉球王国:20藩(島津家久)が征服⇒以後、琉球王国は薩摩藩の支配下に
: ・ → ₂₁ :将軍の代替り毎に幕府に派遣
➡ ₂₂ :琉球王の代替り毎に幕府に派遣
➡琉球使節:中国への朝貢も継続。琉球を通じ薩摩藩は中国の物資を獲得
●キリスト教の禁止:近畿・九州などで 隠れキリシタン…マリア観音などを信仰
• ₂₃ 制度:庶民はいずれかの寺院の檀家となる
・ ₂₅ 制度:武士も神職者も檀那寺の檀家となり、寺請証明を受けた
<本日のまとめ>
・鎖国構築の背景にはキリスト教徒の取締りと貿易の統制という2つの目的が存在
・約200年に及ぶ「鎖国」により、文化や産業に与える海外からの影響は制限された

・国内におけるキリスト教の禁圧が徹底されるとともに、幕府の統制力は一層強化

された